

事業概要

・「市町村」、「複数市町村」又は「都道府県と市町村」での作成に対して、

補助上限額 500万円（補助率 1 / 2）を補助。

【補助対象経費】

協議会開催事務費、地域データの収集・分析の費用、住民・利用者へのアンケート、MMの実施、短期間の実証運行（注）応募件数や事業毎の要望額などにより、補助額は変動の可能性があります。

事業の採択にあたり、必須とする項目および重点支援を行う項目

【必須項目】

①『「交通空白」解消に向けた取組方針2025』における取組方針に基づき、**全ての要モニタリング地区**※¹を新たに位置付ける計画の新規策定・変更・改訂を行う予定であること。

【重点支援項目】

- ②アップデートガイダンスをはじめとするアップデートポータル上に記載された内容を参照し、計画の新規策定・変更・改訂を行う予定であること。
- ③具体的な地域名に加え、居住誘導区域や都市機能誘導区域を明記し、立地適正化計画など関連する都市計画との連携方針を示したうえで計画を新規策定・変更・改訂する予定であること。
- ④医療・介護・教育等の地域課題に対応する取組みを計画に盛り込み、関係部局との連携を図ることを想定していること。（例：部活動の足改善に向けて、教育関連部門と連携して課題解決に取り組む 等）

※¹公表した「交通空白」地区数および「要モニタリング」地区数：001892135.pdf

※重点支援項目を多く選択しており、かつその内容を「事業量調査」に具体的に記載している事業の採択を優先致します。

※具体的な要モニタリング地区が分からない等不明点があれば、各地方運輸局にご確認ください。